

第4回「人間重視の道路創造研究会」 説明資料

平成20年11月25日

国土交通省道路局

目次

- I 道路空間における多様な主体の活動の促進 . . . 1
- II 検討の視点 . . . 17

I 道路空間における多様な主体の活動の促進

1-1 道路空間における多様な主体の活動の促進に向けて

道路空間において多様なニーズに応じた細やかなサービスを提供するためには、道路区域内は道路管理者、区域外は沿道コミュニティ等といった固定的な仕組みでは十分に対応できないことから、これらが適切に連携して、従来行政が担ってきた役割を沿道コミュニティ等が担うなど、協働の動きが広がりを見せている。

多様な主体の参画に関する 地域住民等のニーズ	現状（現在の対応状況）	課 題
地域のニーズに合った道路とするために事業の構想・計画に参画したい	<ul style="list-style-type: none"> ・「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」の策定 (参考) 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン ・各種モデル事業等における「協議会」への参画【任意】 (参考) 都市再生整備計画作成へのNPO等の参画【都市再生特措法】 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道コミュニティレベルや既存道路の見直しへの対応 ・普及方策
地域のニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供して欲しい	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による歩行安全改築の要請制度【道路法第47条の5】 ・要請【任意】 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡充方策
地域のニーズに合った道路とするために道路管理者に代わって自らの手で管理を行いたい	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・サポート・プログラム ・請願工事（承認工事）【道路法第24条】 ・指定管理者制度【地方自治法第244条の2】 ・PFI 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への支援の充実及び沿道企業の参加を促すインセンティブの付与 ・住民等が行う道路交通環境の向上等に資する請願工事へのインセンティブの付与 ・住民等の裁量権や自由度を一層広げる仕組み
イベント等に道路空間を活用したい	道路占用許可制度【道路法第32条】	占用許可の包括化、柔軟化

関連する現行制度

① ボランティア・サポート・プログラム

「実施団体（住民グループ等）」、「道路管理者（国土交通省・事務所等）」、「協力者（市町村）」の3者で協定を締結し、道路の清掃や植栽などを行う制度。

道路管理者は用具の支給、サインボード（実施団体名を明記）の設置などの支援を行う。

② 請願工事（承認工事）

道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う、道路に関する工事又は維持【道路法第24条】
工事に要する費用は、請願者が負担【道路法第57条】

例：車両乗り入れのための歩道の切り下げ工事、ガードレールの撤去工事

③ 指定管理者制度

地方公共団体が、条例の定めるところにより、その指定する団体（＝指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができるとする、地方自治法上の制度【地方自治法第244条の2】

④ PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

ボランティア・サポート・プログラム：民間企業による道路管理への参画

協定概要

◇協定締結日：平成14年8月1日

◇活動概要

- ・場所：豊田市内のトヨタ自動車の7工場の周辺道路（直轄国道、県道、市道）、合計約20kmの上下線歩道及び植栽帯
- ・参加者：トヨタの従業員約540人
- ・活動頻度：2ヶ月に1回

◇役割分担

- ・トヨタ従業員：ボランティアによる清掃活動
- ・道路管理者：清掃用具の支給
- ・豊田市：収集ゴミの回収処理

◇経緯

トヨタが2002年から実施してきた環境美化活動「トヨタクリーンネット」と連携する形で実施。

◇評価

<トヨタの意見>

社会から信頼される良き企業市民として認められるよう豊かな社会づくりに積極的に貢献したいと考えている。

<道路管理者の意見>

トヨタの参画は、ボランティア活動の継続性や知名度の大きさからも効果が多大。

◇課題

<トヨタの意見>

豊田市外でもボランティア活動を実施しているが、各道路管理者の予算制約により温度差があると思われるため、国が主導権をもって積極的なボランティアサポートを実施すべき。

◇活動風景



アダプト制度：みんなで・守ロード事業（奈良県）

経緯

道路管理に関する要望・苦情の多さ（草刈りやゴミについて等。2007年は約千件）や、道路上の安全、快適に対する住民ニーズをふまえて、道路管理者の責務として除草作業を実施すべき箇所以外に、地域住民やボランティアと協働して道路維持管理を実施

- 奈良県土木部ボランティアサポート事業 : 平成15年度にスタート。平成17年度まで3年間実施
みんなで・守ロード事業 : 平成18年度から支援内容を刷新して開始

みんなで・守ロード事業の概要

（下線部は奈良県土木部ボランティアサポート事業からの変更点）

- ・目的：地域の住民や企業による快適な道路空間の維持・向上に向けての主体的な取り組みの育成と継続を図る。

◇プログラム内容

- ①道路保全プログラム：年1回以上、道路敷の草刈りをする。
草刈りの面積に応じて報奨金を支給
傷害・賠償保険に加入
サインボード（活動の看板）を設置
- ②道路美化プログラム：年3回以上、道路の清掃をする。
軍手やビニールを支給
傷害・賠償保険に加入
サインボード（活動の看板）を設置。
- ③道路サポータープログラム：事務所や店舗に面する道路の清掃をする。
活動参加のステッカーを配布
参加対象団体：地元自治会、学校関係団体、ボランティア団体、企業など

◇実績（平成19年度）

道路保全プログラムには25団体、道路美化プログラムには12団体、473人、道路サポータープログラムには64店舗が登録。

◇今後の課題

- ・ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり
- ・地域の活動団体のリーダーへの働きかけ

◇活動風景



アメリカにおける取組み (アダプト・ア・ハイウェイ)

1985年に、テキサス州交通局が市民に道路上の散乱ごみの回収など道路の維持・管理を呼びかけたところ、市民グループや企業が賛同してボランティアとして開始されたのを契機に、1992年までに全米に拡大している。

プログラムの概要(テキサス州の例)

◇役割分担

- ・ ボランティア団体：年に4回以上道路の清掃活動を実施。
- ・ 道路管理者：清掃用具（ゴミ袋、軍手、安全ベスト、帽子など）の貸与／提供の支給、ボランティア団体名入りサインボードの設置、収集ごみの回収、清掃活動上の安全指導の実施、保険加入手続き等の支援
- ・ 活動区間：道路脇等、散乱ごみのある公共の一定区間。2マイル以上のハイウェイの片側でボランティアが安全に活動できる区域を1区画とする。
- ・ 参加資格：一定期間、清掃活動を実施出来る2人以上のグループ。地域ボランティアや地元企業の社員グループ等
- ・ 課題：開始当初、里親企業が巨大なサインボードを設置したため、景観上好ましくないとの批判が発生

アメリカにおけるアダプト制度の実施状況（1999年）

- ・ 48州で延べ96万人（1997年から12.5%減）、88,919グループが参加（同4.1%増）
- ・ 29州で州を跨いでのアダプトを許可

◇活動風景



（出典：「道路」（日本道路協会）2001年10月号より作成）

アメリカにおける取組み(スポンサー・ア・ハイウェイ)

アメリカでは、里親(民間企業)自らが道路清掃を行うのではなく、専門業者に委託して、その費用を負担する「スポンサー・ア・ハイウェイ」制度も導入されている。

プログラムの概要

- ・ボランティアは危険で交通量の多いハイウェイ対策として考案された。
- ・サインボードには里親であるスポンサー企業の名前が掲示される。サインボードの規格は安全な運転と視認性の確保のため、州ごとに統一している。
- ・ニュージャージー州では、制度運用に伴う州側の予算・体制の不備が課題。
- ・マサチューセッツ州では、スポンサー・ア・ハイウェイ制度の導入を積極的に行っている。

※マサチューセッツ州のプログラム別道路延長比率

スポンサー・ア・ハイウェイ：25%、アダプト・ア・ハイウェイ：15%、受刑囚を作業員とした維持管理：45%、州直営：15%

⇒里親企業撤退時には、サービス水準の低下を招く恐れがある。

事例① ニュージャージー州

- ・実施区間：112区間(2007年時点)
- ・メンテナンス業者：米国東部の業者2社
- ・専門業者への委託料：1ヶ月1マイル当たり500ドル
- ・州交通局の役割：サインボード設置のみ
- ・課題：
 - ・制度運用に伴う州側の予算・体制の不十分さ
 - ・道路管理者と里親企業間のコミュニケーション不足

事例② マサチューセッツ州

- ・経緯：1996年に企業用プログラムとして開始
- ・実施区間：136区間(2007年時点)
- ・メンテナンス業者：カリフォルニア州を拠点とする2社
- ・サインボードの作成費：
 - ・スポンサー・ア・ハイウェイでは里親企業が負担
 - ・値段は250ドル以上で市場原理により決定
- ・管理水準の設定：州交通局が区間ごとに交通量、地理的条件、一般的事項に応じて要求する管理水準を設定するとともに、実施計画書を提出

ボランティア・サポート・プログラムの実施に関する課題等

ボランティア・サポート・プログラムについては、主に以下の課題等が存在

- ・高齢化等による担い手不足
- ・花苗の購入など、金銭負担が生じる事項への継続的な支援
- ・国道以外、他分野と連携した支援制度・体制の構築

※全国20団体への聞き取り調査による

◇結果概要

	内 容
1. 活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・除草、清掃、花植えが中心。一部に除雪を行っているところも存在。 ・住民団体の他、沿道の企業が主体となって取り組んでいるところもある。
2. 活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民中心で自治会全体が参加しているところなどには参加者の問題は少ないが、メンバーが固定化しているところには高齢化による担い手不足が懸念されているところもある。 ・強風で花壇が荒れた場合などへの急な対応は困難であり、これらに対応した追加の花苗の要望もしにくい。 ・企業主体のところには、参加者の意識の低さが不安視されるところも存在。 ・団体と道路管理者の調整上の問題は少ないが、管理者側の相談窓口の確立などの体制への要望もある。
3. 期待される支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の保険と器具の貸与、花苗の提供が中心。継続的な活動のため、安定的支援が期待されている。 ・花壇の整備には花苗の購入等の金銭的負担が必要なため、国からの供給を活動の必要条件とするところが多い。 ・除雪活動に関しては、地域の方々が利用する道路に区分はないため、国道以外との連携が期待されている。 ・活動が道路管理にとどまらない団体も多く、地域づくり・環境等他分野と一体的な支援も期待されている。
4. 活動の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・活動で人々が顔を合わせることが地域コミュニティ形成に役立っているとの声が多い。 ・環境美化により、訪問者のイメージアップにも寄与しているとの声が存在。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・活動以前の問題として、歩道がなく危険、サイクリングロードを整備して欲しいなど、道路本体の整備に関する要望も一定程度存在。 ・風景街道の活動を沿道以外に拡大すること、周辺地域との連携を課題として挙げるところも存在。

請願工事（承認工事）

◇請願工事（承認工事）の例

- ・道路のり面の埋め立て工事
- ・車両乗り入れのための歩道の切り下げ工事
- ・ガードレールの撤去工事 等

◇請願工事のイメージ

施工前



※このような出入りは危険です!

施工中



※切下げ工事は一般道路利用者の安全を確保しながら行う必要があります。

施工後



指定管理者制度：道路橋梁等の維持管理（北海道清里町）

北海道清里町では、住民サービスの向上等を図る観点から、指定管理者制度を活用して、町内の民間企業が道路橋梁の維持管理や道路の除雪を実施

事業概要

- ・実施地域：北海道斜里郡清里町内の町道
- ・指定期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間。
- ・指定管理者の業務内容
路面整正（未舗装路）、舗装補修、防塵処理、路肩法面補修、標識等の損傷修理、道路清掃、草刈り、植栽管理、橋梁及び付帯施設の維持補修、巡回、除雪等

※業務実施に際しては、道路法や道路交通法、清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例等を遵守する必要がある。

清里町における指定管理者制度の導入方針

指定管理者制度の導入の考え方

民間事業者等の能力やノウハウを活用する事により、①住民サービスの向上、②施設管理の効率化・経費削減、③地域の活性化を視点に有効性を検討。

除雪作業について

除雪の出動基準

- (1) 降雪により（積雪概ね10cm以上）、人及び車両の通行に支障が生じたと判断した場合。
- (2) 吹き溜まりにより、通行に支障が生じたと判断した場合。
- (3) 交通安全上、道路管理上必要と判断した場合。

排雪基準

生活に著しく支障をきたすと判断した場合

除雪時間

- ・通常：午前4時～午後5時
- ・非常時：状況に応じて夜間除雪



（出典：道路ルネッサンス研究会資料）

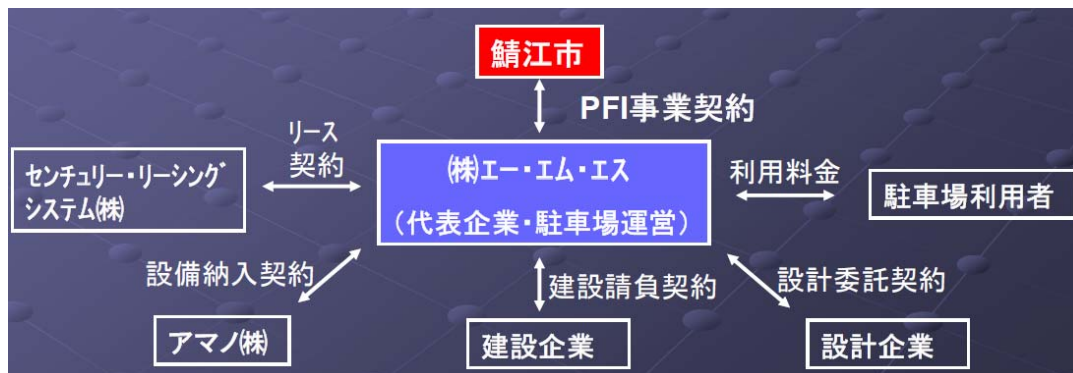
PFI：鯖江駅周辺駐車場整備

福井県鯖江市では、サービスの向上等を図る観点から、鯖江駅周辺駐車場整備において、PFIによる整備を実施

事業概要

- ・ 供用時期 : H15.4.1
- ・ 整備地区 : 福井県鯖江市鯖江駅周辺
- ・ 事業発注者 : 鯖江市
- ・ PFI事業者 : (株)イー・エム・エス
- ・ 事業方式 : BOT (Build Operate and Transfer)
施設の整備・更新、運営管理に要する費用は全て、駐車場の利用料金収入で賄う独立採算型
- ・ 事業期間 : 7年間
- ・ 事業規模 : 鯖江駅東第3駐車場(36台)の新設
既存の駅前駐車場(4カ所)の老朽化が顕著な機械器具等の更新整備

事業スキーム



(出典：内閣府HP、国土交通省HP)

○導入経緯

- ・ H11に市長の発意により市内検討会を設置
- ・ 既存の市営駐車場の更新事業への適用の検討をふまえ、本事業を実施

○PFI導入のメリット/デメリット

- メリット**
- ・ 公共施設の早期供用
 - ・ 民間の創意工夫やノウハウの活用によるサービス品質の向上

デメリット

- ・ 事業実施、発注・事業者選定プロセスに係る行政の事務負担の増加

1-3 沿道住民等の活動に対する支援について

道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保に寄与する施設やそれらに資する活動等に対する支援措置を検討する必要

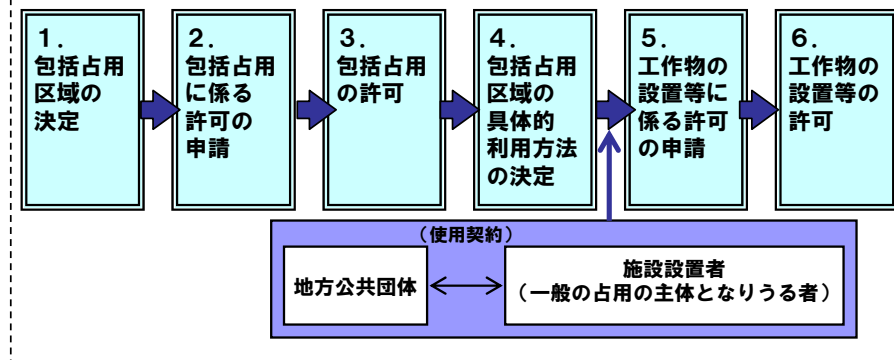
	ハード面	ソフト面
道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路交通環境改善事業（補助率 1 / 2） ◇利便施設協定制度 【道路法第 48 条の 17】 ◇道路交通環境の向上等に資する占用物件に対する占用料の減免措置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア・サポート・プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・道路清掃や美化活動（植樹管理等） を NPO 等へ委託する形式により実施
【参考】		
まちづくり関係	<ul style="list-style-type: none"> ◇まちづくり交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の策定するまちづくり計画に対する総合的支援制度（ソフト事業も対象） ・市町村の提案も支援対象とし、選択も自由とし、地方の自主・裁量性が極めて高い制度 ・NPO 等が参画する協議会（市町村都市再生整備協議会）への支援も可能 	

河川の包括占用

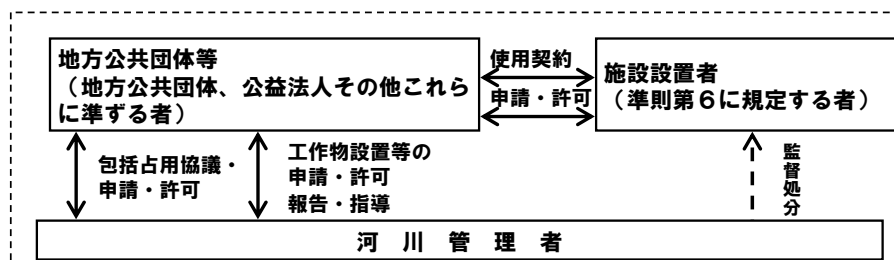
地域に密着している河川敷地の利用について、地元の主体性を尊重し、市町村が参画できる範囲を拡大するため、包括占用許可を実施。

制度概要

- 河川管理上の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、地方公共団体、公益法人、これらに準ずる者が河川管理者と協議して包括占用区域を決定。
- 地方公共団体等は包括占用許可後は、区域内の具体的な利用方法を地方公共団体等が自ら決定できる。
- 地方公共団体は施設設置者と使用契約を締結。契約締結、変更、解除の際には、河川管理者に報告。
- 許可の際、ベンチ等は施設数の上限申請。区域内の適正な箇所に設置可能。
- 特定非営利活動法人はベンチ等の設置のみ包括占用区域を使用可。



手続きフロー図



主体間の関係図

御堂筋における地域住民、企業等との協働

大阪市御堂筋では、行政と地域住民、企業等が協働による地域イベントの開催や、道路環境の向上・清掃等の活動、沿道企業等によるまちづくりへの提言などの活動が実施されている。

イベント開催

○御堂筋オープンフェスタ開催

「新しい大阪文化の創造」をテーマに市民が主体となって推進しているイベント

主催：「御堂筋にぎわい空間づくり」実行委員会

御堂筋オープンフェスタ開催風景



まちづくりへの参画

○御堂筋の将来像の提言

沿道に不動産を所有する企業が中心となって設定された「御堂筋まちづくりネットワーク」が中心となって御堂筋沿道街区の将来像や街路のあり方についての提言を実施

道路環境の向上・清掃

○御堂筋彫刻ストリート

御堂筋をアメニティ豊かな芸術・文化軸として整備するため、沿道企業から寄付された彫刻を歩道（一部民地）に設置

実施主体：大阪市

○御堂筋一斉清掃

市民、地元町内会、商店会、沿道企業、NPO、大阪市等自治体、大阪国道事務所の協働により道路の清掃活動を実施

○御堂筋平野町街園の維持 (ボランティア・サポート・プログラム)

草花の植え替えや水やり等を実施

実施主体：御堂筋まちづくりネットワーク

御堂筋彫刻ストリート



御堂筋平野町街園



宮崎市橋通りの公園化

宮崎市では、中心市街地活性化促進を図るため、学識者、市民団体、地元企業、交通事業者、行政機関などにより構成される「橋通り公園化社会実験推進委員会」を設置し、社会実験計画の策定、実験の推進、結果の検証等を行っている。

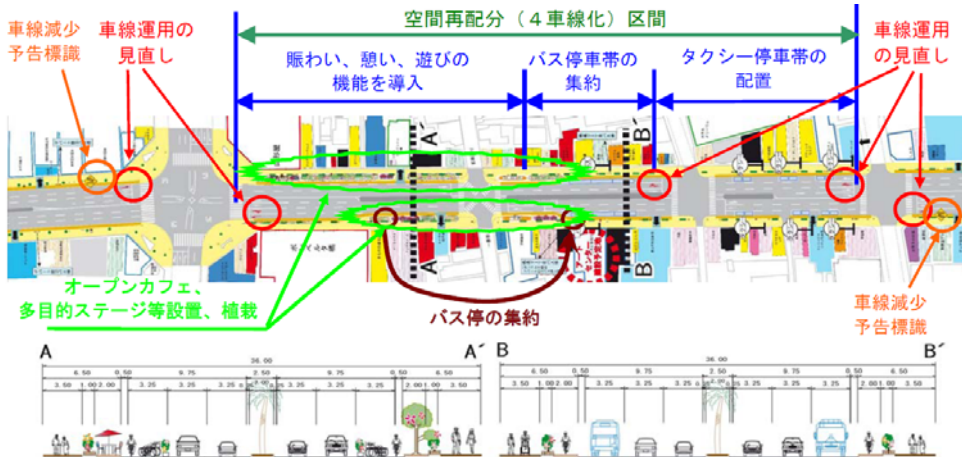
◇橋通り公園化社会実験概要

実施日：平成20年11月9日、16日
 実施区間：デパート前交差点～橋通二丁目交差点（約400m）
 実施時間帯：午前10時～午後6時
 実験内容：
 現在の歩道+車道1車線分の空間を歩行者・自転車空間とし、オープンカフェや緑化空間を創出
 （現在の第1車線を車道から歩行者・自転車のための空間として再配分）

◇橋通り公園化社会実験の実施イメージ



◇橋通り公園化社会実験の実施エリアの概要



◇橋通り公園化社会実験推進委員会の委員構成

学識者	2名
市民・NPO代表	7名
商店街代表	5名
交通機関・物流事業者代表	4名
宮崎市中心市街地活性化協議会	2名
行政機関	7名

（出典・宮崎市HP）

参考3 公物管理制度の第三者への委託状況

公物の種類	施設管理者	管理業務の民間への開放状況	管理・運用段階での住民参加
道路	国、地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて道路の工事及び維持を実施【道路法第24条】 有料駐車場の整備についてPFI事業を実施 	ボランティア・サポート・プログラム【運用】
河川	国、地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者以外の者が河川管理者の承認を受けて河川の工事及び維持を実施【河川法第20条】 	ラブリバー、アダプトリバー【運用】
都市公園	国、地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者以外の者が公園管理者の許可を受けて公園施設の設置及び管理を実施【都市公園法第5条】 条例に基づき「指定管理者」が公の施設の管理を実施【地方自治法第244条の2】 PFI法に基づき施設の建設、管理及び運営を実施 	アダプト制度【運用】
港湾	港務局、地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき「指定管理者」が公の施設の管理を実施【地方自治法第244条の2】 PFI法に基づき施設の建設、管理及び運営を実施 	アダプト制度【運用】
空港	国、地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設が存在 PFI法に基づき施設の建設、管理及び運営を実施 	—
海岸	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に基づき施設の建設、管理及び運営を実施 	アダプト制度【運用】
国有財産	国	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に基づき施設の建設、管理及び運営を実施 	—
地方自治体の行政財産	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき「指定管理者」が公の施設の管理を実施【地方自治法第244条の2】 PFI法に基づき施設の建設、管理及び運営を実施 	—

II 検討の視点

◎道路の整備や管理に地域住民や企業の参画を促すために、どのような枠組みが考えられるか。

- ・ 参画手続きの簡素化
- ・ 参画主体への支援措置の充実

◎地域の実情によって、異なるニーズにきめ細かく対応するために、どのような枠組みが考えられるか。

- ・ 一定のエリア内における管理区分を超えた一元的な管理
- ・ 包括的・柔軟な道路占用制度